

幼保連携型認定こども園 袋井市立笠原こども園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	袋井市
事業者の所在地	袋井市新屋1丁目1番地の1
事業者の連絡先	0538-86-3332
代表者氏名	袋井市長 大場 規之

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	袋井市立笠原こども園							
所在地	袋井市山崎 5093 番地の 13							
連絡先	(電話番号) 0538-23-4121 (FAX番号) 0538-23-4121							
施設長氏名	園長 高橋 裕一							
開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日							
利用定員	年齢区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	1 号	一 人	一 人	一 人	1 1 人	1 4 人	1 5 人	4 0 人
	2 号・3 号	3 人	9 人	9 人	9 人	1 0 人	1 0 人	5 0 人
	合計	3 人	9 人	9 人	2 0 人	2 4 人	2 5 人	9 0 人
当園の基本理念・方針	<p>〈理念〉子どもたちが豊かな人間関係の中で、心身ともに健やかに成長することを願い家庭や地域と連携を図りながら、主体的に生きる力の基礎を育む教育・保育を進める。</p> <p>〈基本方針〉 (1)一人一人の主体性を大切にし、成長、発達、思いに寄り添う教育保育</p> <p>(2)子ども同士の社会の中で経験を増やし、生きるために必要な基礎を学ぶ</p> <p>(3)家庭や地域との連携を大切にし、理解、協調を目指す園経営</p>							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	5, 165. 17 m ²
	園庭	1, 200 m ²
園舎	構造	S造 平屋
	延べ	1, 115. 97 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室	6室	0歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳
遊戯室	1室	
一時預かり室	1室	余裕型
多目的室	1室	
職員室	1室	
調理室	1室	自園調理（調理業務は袋井市が委託）
児童クラブ室	1室	小学校1年生から6年生まで

(5) 職員体制（令和8年 4月 1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人		園務をつかさどり職員を監督
教頭・主査	1人	1人		園長を補佐し園児の保育をつかさどる
保育教諭	11人	11人		園児の発達を理解し保育を行う
保育補助員			4人	一人一人に合った支援を行う
早番保育士			2人	朝の延長保育を行う
遅番保育士			1人	夕の延長保育を行う
栄養士			1人	園児の栄養指導と管理
事務員			1人	園の事務を行う
園務員			1人	園の環境整備などの用務を行う
外国人支援員			1人	外国人の指導、通訳等を行う

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前 8時30分～午後14時00分（5.5時間）
預かり保育	保育時間	<p>朝：なし</p> <p>月曜日から金曜日：終業時間から午後5時00分まで 年間預かり</p> <p>施設等利用給付認定（新2号認定）を受けている人は無 おやつ1,000円/月</p> <p>一時預かり 450円/回</p> <p>施設等利用給付認定（新2号認定）を受けている人は無償化対象 おやつ60円/食</p> <p>長期休業中：午前8時30分から午後5時00分まで （実施除外期間あり）</p> <p>土曜：なし</p>
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	年末・年始（12月29日～ 1月 3日）	
	夏季（ 7月18日～ 8月31日）	
	冬季（12月19日～ 1月 6日）	
	春季（ 4月1日～ 4月7日・3月18日～ 3月31日）	

2号・3号認定子ども【(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7時15分～午後18時15分(11時間)
	保育短時間	午前 8時30分～午後16時30分(8時間)
延長保育	保育標準時間	朝： なし 夕： 18時15分～ 19時00分
	保育短時間	朝： 7時15分～ 8時30分 夕： 16時30分～ 19時00分
開所時間	月～金曜日	午前 7時15分～午後19時00分
	土曜日	午前 7時15分～午後19時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始(12月29日～1月3日)	

(7) 利用料等 (令和7年度の金額です) *給食費は、令和8年度変更予定です。

利用者負担(月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)		
上乗せ徴収			
実費徴収	給食費(幼児部)	月額4,000円	4～1月定額 2月精算
	給食費(保育部)	月額6,300円	4～1月定額 2月精算
	副食費免除者の主食費(幼児部)	月額350円	
	副食費免除者の主食費(保育部)	月額350円	
	遠足代等		
その他	保護者会費(園児一人につき)	月額500円	
	教材費(1号・2号認定)	月額1000円	

(8) 支払方法

口座振替を御利用いただきます。

(9) 提供する特定教育・保育の内容

〈教育目標〉 思いやりと笑顔があふれる元気な子

- 生活 ・ 基本的な生活習慣を身に付ける生活 ・ 一人一人の特性に応じた教育保育
・ 安心、安全に過ごせる環境を整え、教育・保育を計画的に組み立てる
- かかわり ・ 経験をとおして気持ちを伝え、人の思いを受け止められるかかわりを大切にする教育・保育
・ 自発的な遊びやかかわりを大切にした主体性を育てる教育・保育
- 学 び ・ 心と体が動き、体験をとおした学びを繰り返し、躍動感が得られる教育・保育
・ 自ら考えて行動し、自己解決しようとする意欲を育む教育・保育

* 保育部、幼児部の共通保育及び異年齢保育を行います。

* 年齢に応じたクラス別教育も行います。

(10) 年間行事予定

月	行事内容
4	入園式、始業式（幼児部）、保育参加会、園説明会
5	引き渡し訓練、お茶摘み体験、内科検診
6	歯科検診、ふるさと講座、プール開き、保育参加会
7	保育参加会、七夕会、夏祭り、個人面談、終業式（幼児部）
8	
9	始業式（幼児部）、プール納め、内科検診
10	運動会、交通安全教室
11	親子遠足、ふるさと講座
12	保育参加会、お楽しみ会、終業式（幼児部）
1	始業式（幼児部）、凧あげ（年長）、保育参加会（未満児）
2	豆まき会、入園説明会、保育参加会、ありがとうの会
3	ひな祭り会、用品販売、修了式、卒園式

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】 ・ 市が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】 ・ 市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・ 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	・ 登降園については、必ず保護者が責任をもってお願いします。 ・ 朝のお子様の体調を確認してから登園させてください。登園後37.5℃以上熱がある場合は連絡させていただきます。 ・ 感染症等の場合は、医師の許可を得てから登園させてください。

(12) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	神谷医院
医院長名	神谷 純
所在地	袋井市岡崎2369-2
電話番号	0538-23-4019

(13) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	富田歯科医院
医院長名	富田 貴之
所在地	袋井市川井963-6
電話番号	0538-44-4578

(14) 緊急時における対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、救急搬送を要請し、保護者に連絡を行います。

【管轄する消防署】

消防署名	袋井消防署 浅羽分署
所在地	袋井市浅名 1 0 4 5
電話番号	0 5 3 8 - 2 3 - 0 1 1 9

【管轄する警察署】

警察署名	袋井警察署
所在地	袋井市新屋 2 - 4 - 5
電話番号	0 5 3 8 - 4 1 - 0 1 1 0

(1 5) 非常災害対策

防火管理者	高橋 裕一
消防計画届出年月日	令和 7 年 4 月 1 0 日 (令和 7 年度)
避難訓練	南海トラフ地震を想定した避難訓練を月 1 回実施
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、非常警報装置、消火器、ガス漏れ警報器
避難場所	袋井市立笠原小学校
緊急時の連絡手段	防災無線

(1 6) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	教頭 秋山 千穂	
相談・苦情解決責任者	園長 高橋 裕一	
第三者委員	青木 いな美	電話 0 5 3 8 - 2 3 - 2 4 5 5
		元民生児童委員
	芝田 信照	電話 0 5 3 8 - 2 3 - 2 4 6 6
		民生児童委員

【要望・苦情等への対応方法】

面接、電話、文書等により相談、苦情を受け付けます。

(17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	東京海上日動火災保険株式会社、日本スポーツ振興センター
保険の内容	PTA 団体傷害保険、PTA 賠償責任保険、園児災害賠償保険
保険金額	別紙規定による

(18) 個人情報の取り扱い

当園では個人情報保護の観点から、園便りやクラス便りへの写真掲載について保護者からの承諾書をいただいています。承諾を得られないお子さんについては配慮をしています。

(19) その他保護者に説明すべき事項

当園では袋井市一般型一時預かり事業を実施しています。保護者が冠婚葬祭や疾病などの日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより家庭での保育が困難になった場合などに一般的に預かる緊急的保育サービスを実施します。